

第9次 目黒区交通安全計画 概要

計画の考え方・これまでの取組と課題

計画の考え方

第9次目黒区交通安全計画は、目黒区放置自転車対策基本計画を統合し、総合的な自転車対策を含め「交通事故のない安全で快適に暮らすことができるまち」の実現を目指します。

計画期間：平成28年度～32年度

これまでの取組と課題

1 交通安全計画による取組

①交通安全啓発

- ア 警察署と連携した交通安全啓発
- イ 区報等による啓発
- ウ 学校における交通安全教育
- エ 通学路の安全点検

②道路環境整備

- ア 面的な交通安全規制・交通対策
- イ 交通安全施設の整備
- ウ 都市計画道路の整備
- エ 災害に備えた道路・橋梁の整備
- オ 自転車走行環境の整備

[区内の交通事故の現状]

- ・発生件数、死傷者数ともに大きく減少している。
- ・幼児、小学生は徒歩での移動中、中高生は自転車乗車中の事故の比率が高い。
- ・高齢者の死傷者数は大きく減少したが、死亡・重傷の割合がほかの年齢層より高い。また、身近な場所で事故にあって例が多い。
- ・自転車利用について、罰則強化、事故時の高額賠償など社会的関心が高まっている。

2 放置自転車対策基本計画による取組

①自転車利用の環境整備

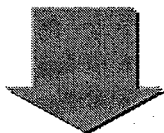
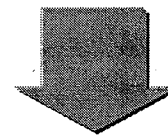
- ア 区立駐輪場の整備
- イ 付置義務による民営駐輪場の整備促進

②自転車利用の適正化

- ア 自転車等放置禁止区域の設定
- イ 放置自転車の撤去
- ウ 適正利用の推進

[放置自転車の現状]

- ・区内及び区に隣接する13駅における駐輪場は計画で定めた整備台数をおおむね確保できた。
- ・駅前の放置自転車は大幅に減少している。
- ・撤去自転車等の保管、返還業務を行う自転車集積所全体の収容能力を強化した。
- ・通勤、通学及び昼間時間帯の駐輪場の利用台数は全体として収容可能台数を下回り、駐輪場整備は一定の成果があった。



これまでの施策が大きな成果を上げていますが、交通事故の根絶を目指し、子ども、高齢者、自転車に対する重点的な対策が必要です。

付置義務による商業施設等の駐輪場整備、区立駐輪場の利便性向上と効率的な駐輪場運営の検討が必要です。

自転車等放置禁止区域の見直しや効果的な放置自転車の撤去活動の検討が必要です。

計画の目標と施策

計画の目標

究極的目標：交通事故による死傷者ゼロ、放置自転車ゼロ

目標像：交通事故のない安全で快適に暮らすことができるまち

目標数値：平成32年までに区内の「交通事故死傷者数470人以下」「放置自転車台数290台以下」

施策

第8次交通安全計画での施策は大きな効果を上げ、目標であった『区内の年間交通事故死傷者数880人以下』を達成できたことのほか、交通環境の変化や区民の自転車の交通安全に対する関心の高まりを踏まえ、引き続き次の七つの施策に取り組みます。

そして、依然として道路において子どもが危険にさらされている状況、高齢者の交通事故では被害が甚大になっている状況、自転車利用中の交通事故防止と自転車の放置など迷惑行為の実態等を踏まえ、1、2を重点的に取り組む施策とします。

- 1 子どもと高齢者の交通安全対策の推進（重点施策）
- 2 総合的な自転車対策の推進（重点施策）
- 3 交通安全啓発の推進
- 4 危険・違反運転事故の防止
- 5 事故防止に向けた道路環境の整備
- 6 緊急・災害時における交通の確保
- 7 交通安全を推進するための体制の維持向上

重点的に取り組む施策

1 子どもと高齢者の交通安全対策の推進

- A：子どもに対する交通安全教育と啓発
関係機関が一体となり低年齢時から交通安全啓発に取り組むとともに、地域の取組を支援します。
- B：高齢者に対する交通安全啓発
高齢者が事故傾向を認識し、意識して事故に遭わない、起こさない行動をとれるよう啓発を進めます。
- C：子どもや高齢者のための道路環境整備
通学路の安全点検や道路施設のバリアフリー化などにより道路環境、事故防止環境の整備を推進します。

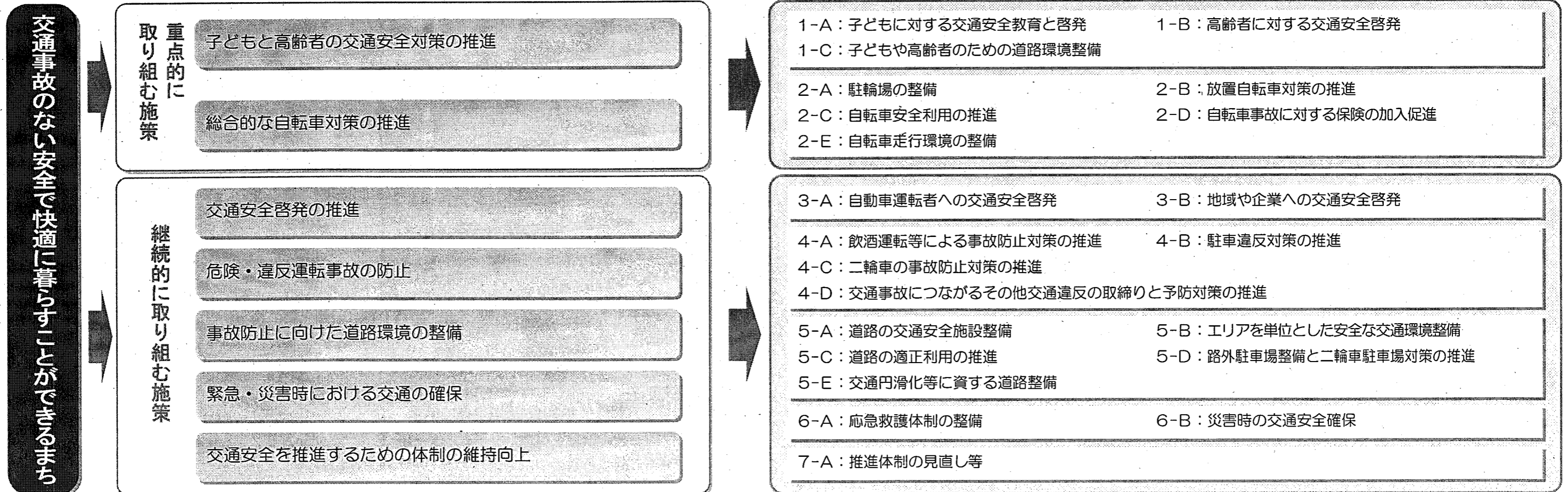
2 総合的な自転車対策の推進

- A：駐輪場の整備
駅周辺等の駐輪需要について、地域等と連携した駐輪場の整備、利用促進について検討します。
- B：放置自転車対策の推進
安全で快適な生活環境を維持・向上させるため、放置自転車の撤去及び啓発を重点的に行います。
- C：自転車安全利用の推進
交通ルールの周知、遵守意識の高揚とともに、適切な取締りを通じて注意を喚起します。
- D：自転車事故に対する保険の加入促進
事故の発生に対して、適切に対応できるように、自転車保険への加入に向けた啓発を推進します。
- E：自転車走行環境の整備
区道の現状を踏まえた、自転車走行環境の整備を検討するとともに、整備計画を策定します。

【目標像】

【施策】

【分野別施策】



継続的に取り組む施策

3 交通安全啓発の推進

A：自動車運転者への交通安全啓発

交通事故の特徴等を踏まえ、運転者教育の充実、再発防止に向けた交通事故情報の周知を検討します。

B：地域や企業への交通安全啓発

在住者のみならず、職業運転者を有する企業に対し、事故減少に資する適切な管理を求めています。

4 危険・違反運転事故の防止

A：飲酒運転等による事故の防止対策の推進

飲酒運転や危険ドラッグ服用の危険運転の取締りを強化するとともに、予防対策を推進します。

B：駐車違反對策の推進

円滑な通行に支障をきたし、事故を誘発するおそれがある違法駐車への防止対策を継続的に行います。

C：二輪車の事故防止対策の推進

二輪車運転者に対する安全運転指導や危険運転の取締り、事故多発地点の環境整備に努めます。

D：交通事故につながるその他交通違反の取締りと予防対策の推進

シートベルト未着用、暴走行為、過積載などに対して、取締りの強化や予防啓発を行います。

5 事故防止に向けた道路環境の整備

A：道路の交通安全施設整備

交通事故の軽減のため、交通安全施設等の新たな整備と機能保全に向けた点検、修繕を行います。

B：エリアを単位とした安全な交通環境整備

生活道路について、歩行者空間の確保、路面の維持修繕、交通安全施設の整備などを行います。

C：道路の適正利用の推進

不正使用物件への道路管理者・警察署の指導・取締りにより、安全で円滑な通行空間確保に努めます。

D：路外駐車場整備と二輪車駐車場対策の推進

パーキング・メーターや駐車場の整備などにより、円滑な通行環境の確保と交通事故防止に努めます。

E：交通円滑化等に資する道路整備

暫定的対策に努めつつ、都市計画道路の早期完成により、交通の円滑化や防災性の向上を図ります。

6 緊急・災害時における交通の確保

A：応急救護体制の整備

より多くの方が応急手当を行えるよう、関係機関と連携し、引き続き知識と技術の普及に努めます。

B：災害時の交通安全確保

大規模地震が発生した場合に備え、今後も災害に強い交通施設の整備を推進します。

7 交通安全を推進するための体制の維持向上

A：推進体制の見直し等

関係機関や区民と連携しながら交通安全対策を推進するとともに、地域活動の支援を行います。